

## 令和4年第4回北海道議会定例会 一般質問（代表格）

開催年月日 令和4年（2022年）12月2日（金）  
質問者 自民党・道民会議 船橋 賢二 議員  
答弁者 少子高齢化対策監 鈴木 一博

### ○船橋賢二議員

北海道ケアラー支援条例が本年4月1日から施行され、新年度からは、ケアラーに関する道民理解の促進、早期発見や相談の場の確保、支援のための地域づくりについて取組が始められています。

条例では、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、推進計画を策定することとされており、先の委員会に素案が示されました。

これまでの実態調査や道民意向調査などからは、家族の世話をするのが当たり前との見方がある中、ケアラー・ヤングケアラー自身に自覚がないことや、支援を求めることを躊躇すること、どこに相談したら良いかわからず、悩みや負担を抱え込んでしまうこと、一方で、周囲の方々のケアラーという言葉自体の認知度は高まりつつあるものの、ケアラーに関する認識や支援の必要性への理解は十分ではないことなどの課題が明らかとなっております。

道は、こうした課題を踏まえ、ケアラーであることを包み隠すことなく、いつでも助けを求めることができ、気軽に相談し合える環境が実現できるよう、どのような考え方で具体的な取組や目標値などを、新たな推進計画に盛り込んでいく考えなのか、お伺いいたします。

### ○少子高齢化対策監

ケアラー支援についてでございますが、条例に掲げる「全てのケアラーとそこご家族が夢や希望を持って暮らすことのできる地域社会の実現」を目指していく上で、現状では、道民の理解が十分とはいえないことや周囲に悩みを相談できず、孤立しがちといった課題があることから、まずは、ケアラーを取り巻く実情や支援の必要性への理解を広げ、学校現場では教員等、地域では介護事業所の職員や民生委員・児童委員など周囲が早期に気付き、協力して支援につなげていく身近な環境づくりを進めていくことが必要と認識をいたしております。

このため、今般策定する第一期目の推進計画では、市町村や学校などの関係機関、道内に広く店舗等を展開している企業等と幅広く連携し、ケアラー支援の理解促進や地域包括支援センターなど相談先の明確化、さらには、ケアラーに寄り添う人材の育成、子どもの権利と利益を尊重した相談しやすい環境づくり、交流拠点の整備促進などの具体的な取組を盛り込み、これらの実効性が確保されるよう、数値目標を設定することとしております。

道といたしましては、今後、これらの取組の実施状況を推進管理するとともに、新たな課題への対応など必要な見直しを行いながら、着実に施策を推進し、ケアラーの方々が悩みや負担を抱えることなく、将来にわたり、安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでまいります。